
I O O 1. 輸入動物検査申請事項登録

業務コード	業務名
I O A	輸入動物検査申請事項登録

1. 業務概要

システムにより行う「輸入動物検査申請」業務に先立ち、輸入動物検査申請の情報を登録する業務である。
登録した輸入動物検査申請事項は、任意に訂正することができる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

（a）申請先動物検疫所コード、申請番号

申請事項の訂正の場合は、申請番号の先頭2桁が、申請先の動物検疫所コードと一致すること。

（b）輸入申告等リンク要否、AWB／BL番号

輸入申告等リンク要否が「Y」の場合は、AWB／BL番号に入力があること。

（c）動物種コード、品種コード

動物種コードがサルの場合の場合は、品種コードに入力があること。

（d）動物種コード、学名、出国検疫施設コード

①動物種コードがサルの場合の場合は、学名、出国検疫施設コードに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（e）動物種コード、輸出国輸出許可書番号(CITES)、原産国輸出許可書番号(CITES)

①動物種コードがサルの場合の場合は、輸出国輸出許可書番号(CITES)、原産国輸出許可書番号(CITES)のいずれかに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（f）動物種コード、仕向地外来生物法飼養等許可番号、輸送者外来生物法飼養等許可番号

①動物種コードがサルの場合の場合は、仕向地外来生物法飼養等許可番号、輸送者外来生物法飼養等許可番号のいずれかに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（g）頭（羽・群）数（雄）、頭（羽・群）数（雌）、頭（羽・群）数（去勢）頭（羽・群）数（無鑑別不明）

いずれか一つ以上に入力があること。

（h）年齢不明、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位

①年齢不明が「Y」の場合は、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位に入力がないこと。

②年齢不明に入力がない場合は、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位に入力があること。

（i）年齢（最小）、年齢（最大）

①いずれか一方に入力がある場合は、他方にも入力があること。

②年齢（最小） ≤ 年齢（最大）であること。

- (j) 年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位
 - ①年齢に入力がある場合は、年齢単位に入力があること。
 - ②年齢に入力がない場合は、年齢単位に入力がないこと。
- (k) 搭載年月日、到着年月日
 - 搭載年月日 ≤ 到着年月日であること。
- (l) 仕向先が複数ある場合、仕向地名、市町村コード、住所、代表者氏名、電話番号
 - ①仕向先が複数ある場合が「Y」以外の場合は、仕向地名、市町村コード、住所、代表者氏名、電話番号に入力があること。
 - ②仕向先が複数ある場合が「Y」の場合は、入力がないこと。
- (m) 動物種コード、ロット番号
 - 動物種コードが「うさぎ」、「みつばち」、または「指定外」以外の場合は、ロット番号に入力があること。
- (3) システム状態チェック
 - 本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。
- (4) DB関連チェック
 - (A) 利用者
 - ①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。
 - ②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等は除く）であること。
 - ③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同一であること。
 - (B) 申請番号（申請事項の訂正の場合）
 - ①「輸入動物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②申請されていないこと。
 - ③無効でないこと。
 - ④取り止めされていないこと。
 - (C) 申請区分
 - 「動物申請区分DB」に登録されていること。
 - (D) 申請先動物検疫所コード
 - 「動物検疫所DB」に登録されていること。
 - (E) 動物種コード
 - 「動物種類DB」に登録されていること。
 - (F) 品種コード
 - 「動物品種DB」に登録されていること。
 - (G) 年齢単位コード
 - 「年齢単位DB」に登録されていること。
 - (H) ロット番号
 - 「輸入動物ロットDB」に登録されていること。
 - (I) 用途コード
 - 「動物用途DB」に登録されていること。
 - (J) 動物種コード、用途コード
 - 動物種コードと用途コードの組合せが、「動物種類／動物用途関連DB」に登録されていること。
 - (K) 仕出国（地域）コード
 - 「仕出国（地域）DB」に登録されていること。
 - (L) 輸送形態コード
 - 「輸送形態DB」に登録されていること。

- (M) 搭載地コード
「都市DB」に登録されていること。
- (N) 到着港コード
入力された到着港コードの先頭に「JP」を付加したコードが「都市DB」に登録されていること。
- (O) 係留検査場所コード
「動物係留検査場所DB」に登録されていること。
- (P) 市町村コード
「市町村DB」に登録されていること。
- (Q) 荷受人コード
「荷受荷送人DB」または「法人番号管理DB」に登録されていること。
- (R) 出国検疫施設コード
「輸出国検疫施設DB」に登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申請番号の払出し処理

輸入動物検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。付与される申請番号は、2桁の英字（申請先動物検疫所コード）＋1桁の英字（輸入）＋7桁の数字（7桁の数字のうち下1桁が枝番）である。

(3) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(4) 申請DB処理

(A) 輸入動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

(B) 輸入動物検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸入動物検査申請DB」に更新する。

(C) 変更承認後の輸入動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸入動物検査申請DB」に更新する。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①入力されたAWB／BL番号が、「海上貨物DB」または「航空輸入貨物DB」に存在しない場合。

②「荷受人コード」（入力がない場合、「荷受人氏名」と「AWB／BL番号」が同一の共通管理番号が、複数登録されているが、最新の共通管理番号を補完した場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入動物検査申請事項 登録応答情報	なし	入力者
輸入動物検査申請事項 登録情報	共通管理番号処理要求処理でエラーとなった場合	入力者

7. 特記事項

- ①各名称は、「無符号（バスケットコード）」のコード以外でDBに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、DB上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷受人氏名、荷受人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。
- ②同一年齢の動物を複数頭申請する場合は、年齢（最小）と年齢（最大）に同じ値を入力すること。
例）5才の動物を複数頭申請する場合は、→年齢（最小）＝5、年齢（最大）＝5を入力する。